

熊本市区役所サイン変更対応業務委託
受託者審査会設置要綱

制定 令和7年（2025年）9月17日戸籍住民課長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、戸籍住民課が発注する「熊本市区役所サイン変更対応業務委託」に係る、契約相手方候補者の選定を公募型プロポーザル方式で実施するにあたり、その審査を公正かつ公平に行うため設置する、「熊本市区役所サイン変更対応業務委託受託者審査会」（以下「審査会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- （1） 提案内容の審査に関する事項
- （2） 契約候補者の選定に関する事項

（組織）

第3条 審査会の委員は、次に掲げる者とする。

- （1） 市民生活部長
- （2） 戸籍住民課長
- （3） デジタル戦略課長
- （4） 中央区役所区民課長
- （5） 中央区役所総務企画課長

2 審査会に会長を置き、市民生活部長をもって充てる。

3 会長に事故あるときは、その職務を代理する者を委員から選定する。

4 事前に会長が認めた場合、各委員は代理者を出席させることができる。

5 委員の就任期間は、本要領の施行日から契約締結日までとする。

（会議）

第4条 審査会は、会長が招集し、会長は議長を務める。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の職員を会議に出席させその説明又は意見を聴くことができる。
- 4 会議は、非公開とする。
- 5 やむを得ない事情により会議の招集が困難であると会長が認める場合は、書面や Web 環境により会議を開くことができる。

(期間)

第5条 審査会の設置期間は、本要綱の施行日から契約締結日までとする。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は戸籍住民課において行うものとする。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。